

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

香川県知事 殿

提出者

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

氏 名 三菱ケミカル株式会社 代表取締役 取締役社長 筑本 学

(同上代理人)事業所長 式 貴志

電話番号 03-6748-7300 (本社)

0877-46-8445 (香川事業所)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

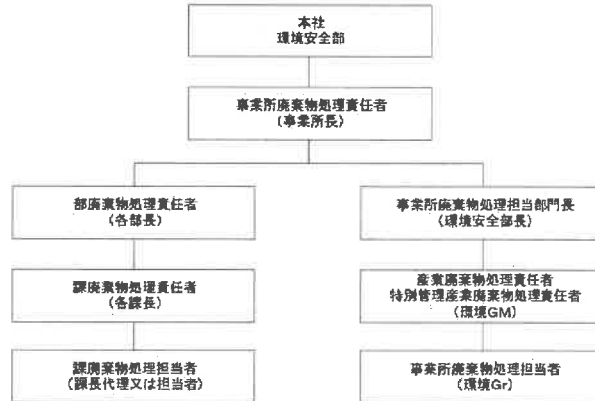
事業場の名称	香川事業所
事業場の所在地	香川県坂出市番の州町1番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	製造品出荷額:1172億円
③ 従業員数	688名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>汚泥→再生処理会社に委託して、セメント原燃料等として再資源化、中間処理会社に委託して、焼却後、埋立処分。</p> <p>廃油→再生処理会社に委託して、原燃料として再資源化。</p> <p>廃酸→再生処理会社に委託して、セメント原燃料等として再資源化。</p> <p>廃アルカリ→再生処理会社に委託して、セメント原燃料等として再資源化。</p> <p>廃プラスチック類→再生処理会社に委託して、固形燃料として再資源化、中間処理会社に委託して、焼却後、埋立処分。</p> <p>木くず→再生処理会社に委託して、チップとして再資源化。</p> <p>金属くず→再生処理会社に委託して、有用物を回収し再資源化。</p> <p>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず→再生処理会社に委託して、セメント及びレンガ原燃料等として再資源化、有用物を回収し再資源化。</p> <p>がれき類→再生処理会社に委託して、路盤材として再資源化、最終処分会社に委託して埋立処分。</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物→再生処理会社に委託して、破碎・選別後、有用物を回収し、再資源化。</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】								単位:t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	排出量	63.34	138.54	5,721.28	0.21	0.95	0.003	289.63	
	廃酸	2.86	52.11	242.95	0				
	廃油								
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・パレット等を再使用する。 ・廃油を有価売却する。 ・分別を行い、自社内で再生利用する。 								
②計画	【目標】								単位:t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	排出量	59.34	264.60	8,818.14	0.40	1.00	0	436.19	
	廃酸	0.40	54.13	24.70	0				
	廃油								
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別徹底を継続する。 ・有価売却先を検討する。 								

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、水銀使用製品産業廃棄物等、それぞれに分別している。 ・分別により、リサイクル化、有価売却可能なものは、売却している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・現状取り組みを今後も継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0	4,191.66	0	0	0	0
	廃酸	0	0	0	0				
	廃油	0	0	0	0				
	木くず	0	0	0	0				
	燃え殻	0	0	0	0				
(これまでに実施した取組)									
		【目標】							単位:t
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0	8,000.00	0	0	0	0	
	廃酸	0	0	0	0				
	廃油	0	0	0	0				
	木くず	0	0	0	0				
	燃え殻	0	0	0	0				
(今後実施する予定の取組)									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】							単位:t
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	
	廃酸	0	0	0	0				
	廃油	0	0	0	0				
	木くず	0	0	0	0				
	燃え殻	0	0	0	0				
(これまでに実施した取組)									
		【目標】							単位:t
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	
	廃酸	0	0	0	0				
	廃油	0	0	0	0				
	木くず	0	0	0	0				
	燃え殻	0	0	0	0				
(今後実施する予定の取組)									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】								単位:t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃酸	廃油	木くず	燃え殻					
	0	0	0	0					
(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】								単位:t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	
	廃酸	廃油	木くず	燃え殻					
	0	0	0	0					
(今後実施する予定の取組)									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】								単位:t
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
	全処理委託量	63.34	138.54	1,529.62	0.21	0.95	0.003	289.63	
優良認定処理業者への処理委託量	63.34	0	1,529.62	0.21	0.95	0.003	275.25		
再生利用業者への処理委託	56.33	138.54	1,468.00	0.21	0.95	0.003	98.22		
認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	40.91	0	48.95	0.21	0	0	38.65		
	廃酸	廃油	木くず	燃え殻					
	2.86	52.11	242.95	0					
	2.86	52.11	0	0					
	2.86	45.21	242.95	0					
	0	0	0	0					
	0	1.48	0	0					
(これまでに実施した取組) ・分別をしっかりと行い、リサイクル化、有価物として売却できる物は売却する。									

【目標】		単位:t						
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	汚泥	金属くず	水銀使用製品産業廃棄物	廃アルカリ	廃プラスチック類	
全処理委託量	59.34	264.60	818.14	0.40	1.00	0	436.19	
優良認定処理業者への処理	58.63	0	267.77	0.40	1.00	0	367.92	
再生利用業者への処理委託	58.63	77.40	102.17	0.40	1.00	0	219.51	
認定熱回収業者への処理委託	0	0	0	0	0	0	0	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	58.63	0	45.37	0.40	0	0	168.50	
酸	廃油	木くず	燃え殻					
0.40	54.13	24.70	0					
0.40	54.13	0	0					
0.40	24.13	24.70	0					
0	0	0	0					
0.40	2.13	0	0					
(今後実施する予定の取組) ・現状取組を今後も継続する。								
②計画								
※事務処理欄								

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。